

河北潟干拓地内幹線道路

管理調整協議会規約

(名 称)

第1条 この会は、河北潟干拓地内幹線道路管理調整協議会（以下「協議会」という）と称する。

(目 的)

第2条 この協議会は、河北潟干拓地内の道路（幹線道路、堤防管理道路及び橋梁であり、以下「幹線道路」という。）について、金沢市、かほく市、津幡町、及び内灘町（以下「二市二町」という。）で維持管理をするため必要な事項を協議調整し、一元化を図ることを目的とする。

(会 員)

第3条 この協議会は、二市二町で組織する。

(役員、事務局及び運営)

第4条 この会の会長及び監事2名は、会員の互選により決定し、任期は一年とするが、再選は妨げない。

2 事務局は、会長が所属する市町に置く。

3 会長は必要のつど、協議会を召集する。

(業 務)

第5条 この協議会は、次の事項について協議調整を行い、二市二町で実施する幹線道路維持管理業務の円滑な実施を図るものとする。

- (1) 二市二町の年度業務計画の調整
- (2) 各種整備工事等の調整
- (3) 冬期間除雪体制の確立
- (4) 幹線道路の交通安全対策の調整
- (5) その他必要な事項

(費用の負担)

第6条 この協議会の運営に必要な経費は、二市二町の負担金を充てるものとする。

(出納及び現金の保管)

第7条 この協議会の出納及び現金の保管は事務局の所属する市町の会計管理者が行う。

(附 則)

この規則は、昭和61年12月 8日から施行する。

この規則は、平成 4年 4月 1日から施行する。

この規則は、平成 6年 4月 1日から施行する。

この規則は、平成16年 3月 1日から施行する。

この規則は、平成19年 4月 1日から施行する。